

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
板橋区大山東町～氷川町

一般国道
 都道
 特別区道
 指定区間
 延長 六六三・六一メートル
 (電線共同溝予定名称 鮫洲大山・十五号)



指定箇所

●東京都告示第二一九九号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
 令和八年三月二日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 都道鮫洲大山線

二 指定する区間 板橋区大山東町六十番七地先から同区
 氷川町六番二地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

